

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（環境局自然環境部水環境課）……………一

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（福祉保健局少子社会対策部計画課）……………一

### 告示

○東京都統計調査条例による統計調査の名称等（総務局統計部社会統計課）……………五

○建築士法による行政処分（二件）（都市整備局市街地建築部建築企画課）……………三

○平成十四年東京都告示第四百四十四号（東京都建築基準法施行細則による建築工事施工計画等に添付する書類の様式）の一部改正……………三

○建築基準法による一団地の区域（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………三

○平成二十二年東京都告示第十六十号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十五条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱）の一部改正……………三

○平成二十二年東京都告示第十六百一十一号（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第十七条第三項に規定する知事が別に定める自動車に換算する方法を定める要綱）の一部改正……………五

○平成二十三年東京都告示第三百四十五号（東京都自動車環境管理指針）の一部改正……………五

### 公告

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱の一部改正……………同……………六

## 規則

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………（下水道局）……………六

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十八年三月二十四日  
東京都知事 外 添 要 一

### 東京都規則第八十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「五パーセント」を「十五パーセント」に改める。

第二十九条第二項中「揚水施設は、」の下に「一戸建ての住宅において家事の用のみに供するものにあつては」を、「超える揚水施設」の下に「、その他のものにあつては全ての揚水施設」を加える。

### 附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二十九条第二項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第十七条第三項の規定は、この規則の施行の日から平成三十三年三月三十日までの間は、同項中「十五パーセント」とあるのは「五パーセント」と読み替えて、適用する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

### 東京都規則第八十六号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二の次に次の一条を加える。  
（指定保育士養成施設の指定の申請等）

第二十八条の二の二 令第五条第二項及び規則第六条の三第一項に規定する施設の指定の申請は、指定保育士養成施設指定申請書（別記第四十二号の二様式）によるものとする。

2 令第五条第三項及び規則第六条の三第二項に規定する変更の申請は、指定保育士養成施設記載事項変更申請書（別記第四十二号の三様式）によるものとする。

3 令第五条第四項及び規則第六条の三第三項に規定する届出は、指定保育士養成施設記載事項変更届出書（別記第四十二号の四様式）によるものとする。

4 令第五条第五項及び規則第六条の四に規定する報告は、指定保育士養成施設報告書（別記第四十二号の五様式）によるものとする。

5 令第五条第七項及び規則第六条の五に規定する指定の取消しの申請は、指定保育士養成施設指定取消申請書（別記第四十二号の六様式）によるものとする。

別表第一中「第2項及び第6項」を「第2項、第6項及び第24項」に改める。  
別記第四十二号様式の次に次の五様式を加える。

第42号の2様式（第28条の2の2関係）

指定保育士養成施設指定申請書

東京都知事 殿 年 月 日

設置者  
住所（法人又は団体にあつては所在地）  
氏名（法人名又は団体名及び代表者氏名）

児童福祉法施行令第5条第2項及び児童福祉法施行規則第6条の3第1項の規定により申請します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 施設の設置年月日
- 4 学期
- 5 学校その他の施設の長の氏名及び履歴
- 6 教員の氏名、履歴、担当科目及び専任兼任の別
- 7 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 8 実習に利用する施設の名称及び利用の概要
- 9 当該年度経費収支予算の細目
- 10 設置者が国又は地方公共団体以外るときは、設置者の資産状況

※この申請書に書ききれない事項については、別紙としてください。

（添付書類）  
法人にあつては、定款、寄付行為その他の規約

（日本工業規格A列4番）

第42号の3様式 (第28条の2の2関係)

指定保育士養成施設設置記載事項変更申請書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者  
住所(法人又は団体にあつては所在地)

氏名(法人名又は団体名及び代表者氏名) ㊟

年 月 日 第 号により指定を受けた施設について、次のとおり変更するので、児童福祉法施行令第5条第3項及び児童福祉法施行規則第6条の3第2項の規定により申請します。

- 1 変更する事項
- 2 変更する事項の変更前後の比較  
変更前  
変更後
- 3 変更の理由
- 4 変更の時期

※この申請書に書ききれない事項については、別紙としてください。

(日本工業規格A列4番)

第42号の4様式 (第28条の2の2関係)

指定保育士養成施設設置記載事項変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者  
住所(法人又は団体にあつては所在地)

氏名(法人名又は団体名及び代表者氏名) ㊟

年 月 日 第 号により指定を受けた施設について、次のとおり変更したので、児童福祉法施行令第5条第4項及び児童福祉法施行規則第6条の3第3項の規定により届け出ます。

- 1 変更する事項
- 2 変更する事項の変更前後の比較  
変更前  
変更後
- 3 変更の理由
- 4 変更の時期

※この届出書に書ききれない事項については、別紙としてください。

(日本工業規格A列4番)

第42号の5様式（第28条の2の2関係）

指定保育士養成施設報告書

年 月 日

東京都知事 殿

施設の所在地

施設の名称及び施設の長の氏名

児童福祉法施行令第5条第5項及び児童福祉法施行規則第6条の4の規定により報告します。

- 1 前学年度卒業者数
- 2 前年度における経営の状況及び収支決算の細目
- 3 前学年度教授科目別時間数及び実習の実施状況
- 4 学生の現在数

※この報告書に書ききれない事項については、別紙としてください。

（日本工業規格A列4番）

第42号の6様式（第28条の2の2関係）

指定保育士養成施設指定取消申請書

年 月 日

東京都知事 殿

設置者

住所（法人又は団体にあつては所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者氏名）

〔施設の名称  
施設の所在地〕

年 月 日 第 号により指定を受けた施設について、児童福祉法施行令第5条第7項及び児童福祉法施行規則第6条の5の規定により申請します。

- 1 やめようとする理由
- 2 入所している学生の処置
- 3 やめようとする年月日

※この申請書に書ききれない事項については、別紙としてください。

（日本工業規格A列4番）

附則

この規則は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

### 告 示

#### ●東京都告示第五百十五号

東京都統計調査条例（昭和三十二年東京都条例第十五号）第三条の規定により、統計調査の名称等を次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

東京都知事 外 添 要 一

#### 一 統計調査の名称

東京都生計分析調査（都指定統計調査第二号）

#### 二 目的

東京都民の生計の実態を明らかにするための基礎資料を得ること。

#### 三 調査事項

- (一) 毎月の収入及び支出に関する事項
- (二) 年間収入に関する事項
- (三) 世帯の構成員及び住居に関する事項
- (四) (一)から(三)までに掲げる事項のほか、生計に関する事項

#### 四 対象の範囲

東京都の区域内に居住する世帯のうち、知事が選定した世帯

#### 五 実施方法

統計調査員が調査票を調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。

#### 六 調査時期

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

#### 七 調査票

第一号様式から第三号様式までのとおり

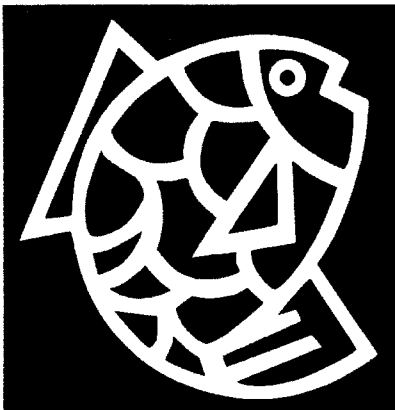
第1号様式



都指定統計調査第2号



# 生計分析調査



年 月 1 期分

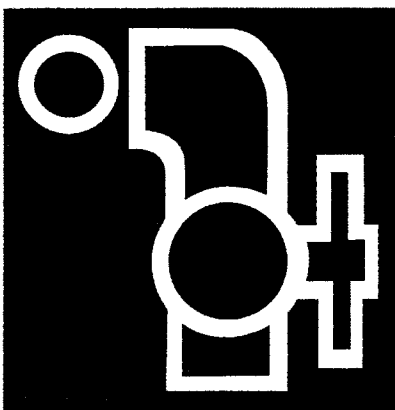
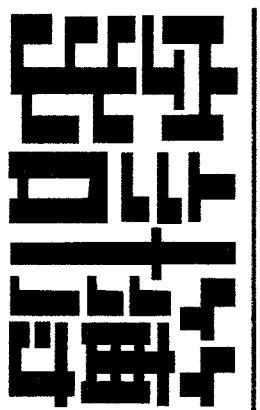
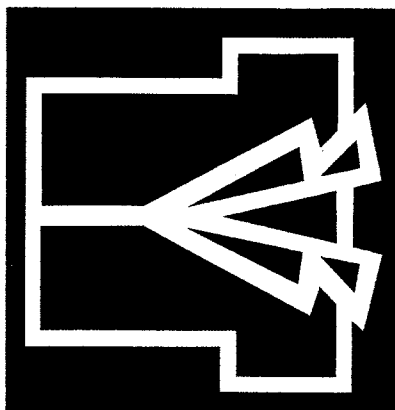
(1日から15日まで)

1 勤 勞 2 勤勞以外 3 無 職

区市町村番号 単位区符号 調査世帯番号 一連世帯番号

記入開始からの月数 世帯入居 就労入居

か月日 人 人



## 口座自動振替による支払

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払い分	金額(円)	備考
1 電気料金 ( 月分)			
2 深夜電力料金 ( 月分)			
3 都市ガス料金 ( 月分)			
4 プロパンガス料金 ( 月分)			
5 水道料金 ( 月～ 月分)			
6 NHK放送受信料金 ( 月～ 月分)			
7 ケーブルテレビ受信料 ( 月分)			
7 <small>インターネット接続料(含む、含まない)</small> ( 月分)			
8 インターネット接続料 ( 月分)			
9 固定電話通信用料 ( 月分)			
10 携帯電話通信用料 ( 月分)			
11 <small>新聞代・その他 ( 月分)</small>			
11 <small>一般的に商業新聞(英字、地方スポーツ紙を含む)その他</small>			
12 住宅ローンの返済 ( 月分)			
13 家賃(公営・民営・給与・他) ( 月分)			
14 共益費又は管理費 ( 月分)			
15 月極駐車場料金 ( 月分)			
16 学校給食費( ) ( 月分)			
17 学校授業料( ) ( 月分)			
18 PTA会費・教材費( ) ( 月分)			
19 国民年金掛金( ) ( 月分)			
20 保険料(積立・掛捨て) ( 月分)			
21 保険料(積立・掛捨て) ( 月分)			
22 保険料(積立・掛捨て) ( 月分)			
23			
24			
25			
26			
合 計			



日付
日

1 現金収入又は現金支出

収入の種類又は支出の品名及び用途	現金収入(円)	現金支出(円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
合計	本日の現金残高	

2 カード購入、月賦購入、掛買い又は現物(もらい物、自家産物)

●品物を入力した部必ず記入します。

品名及び購入方法	1 一括購入	2 分割購入	3 もらったもの	4 自家産物	5 現金	金額
右に該当するものを○で囲んでください。	1	2	3	4	5	左で1又は2を選択…金額 左で3～5を選択…現金金額(円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考

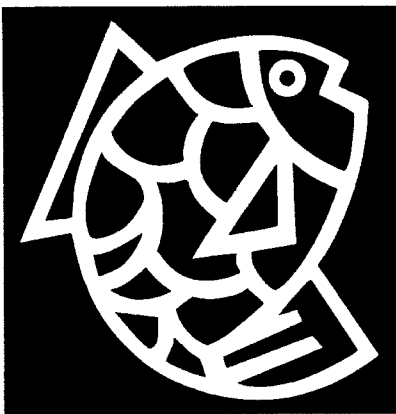
第1号様式



都指定統計調査第2号



生計分析調査



年 月 2 期分

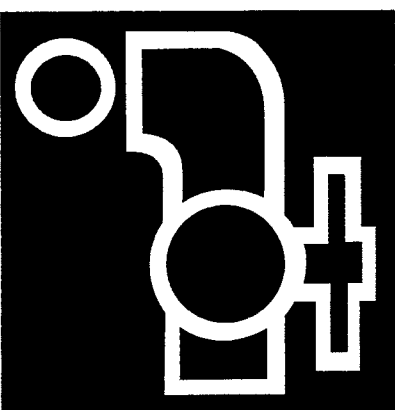
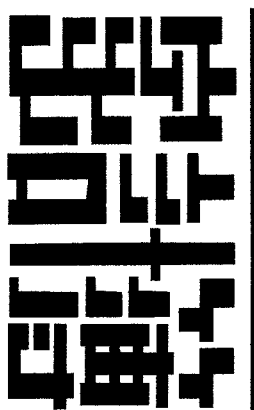
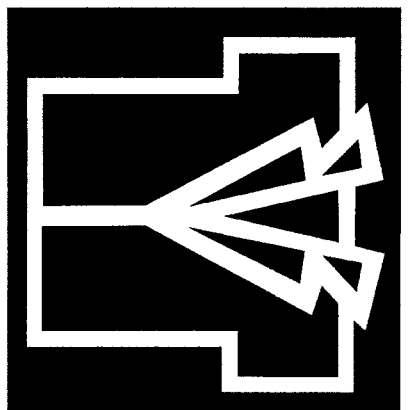
(16日から末日まで)

1 勤労 2 勤労以外 3 無職

区市町村番号 単位区符号 調査世帯番号 一連世帯番号

記入開始からの月数 世帯人員 就業人員

か月日 人 人





口座自動振替による支払

支払内訳 (種類・品名等)	今月の支払い分 金額(円)	備考
1 電気料金 ( ) (月分)		
2 深夜電力料金 ( ) (月分)		
3 都市ガス料金 ( ) (月分)		
4 プロパンガス料金 ( ) (月分)		
5 水道料金 ( ) (月分)		
6 NHK放送受信料金 ( ) (月分)		
7 ケーブルテレビ受信料 ( ) (月分)		
8 インターネット接続料 ( ) (月分)		
9 固定電話通信料 ( ) (月分)		
10 移動電話通信料 ( ) (月分)		
11 新聞代・その他 ( ) (月分)		
12 住宅ローンの返済 ( ) (月分)		
13 家賃(公営・民営・給与・他) ( ) (月分)		
14 共益費又は管理費 ( ) (月分)		
15 月極駐車場料金 ( ) (月分)		
16 学校給食費 ( ) (月分)		
17 学校授業料 ( ) (月分)		
18 PTA会費・教材費 ( ) (月分)		
19 国民年金掛金 ( ) (月分)		
20 保険料(積立・掛捨て) ( ) (月分)		
21 保険料(積立・掛捨て) ( ) (月分)		
22 保険料(積立・掛捨て) ( ) (月分)		
23		
24		
25		
26		
合 計		

口座自動振替による支払

支払内訳 (種類・品名等)	今月の支払い分 金額(円)	備考
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
合 計		

日付	
日	

1 現金収入又は現金支出

収入の種類又は支出の品名及び用途	前期からの繰越金(円) (手帳に現金)	
	現金収入(円)	現金支出(円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
合計	本日の現金残高	

2 カード購入、月賦購入、掛買又は現物(もらい物、自家産物)

●品物を入力した際必ず記入します。

品名及び購入方法 右に該当するものを○で囲んでください。	金額				
	1 一括購入	2 分割払い	3 もぐり	4 自家産物	5 自分の所有品
1	1	2	3	4	5
2	1	2	3	4	5
3	1	2	3	4	5
4	1	2	3	4	5
5	1	2	3	4	5
6	1	2	3	4	5
7	1	2	3	4	5
8	1	2	3	4	5
9	1	2	3	4	5
10	1	2	3	4	5

金額 左で1又は2を選択...金額  
左で3~5を選択...見直し金額(円)

備考

日付	
日	

1 現金収入又は現金支出

収入の種類又は支出の品名及び用途	前期からの繰越金(円) (手帳に現金)	
	現金収入(円)	現金支出(円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
合計	本日の現金残高	

2 カード購入、月賦購入、掛買又は現物(もらい物、自家産物)

●品物を入力した際必ず記入します。

品名及び購入方法 右に該当するものを○で囲んでください。	金額				
	1 一括購入	2 分割払い	3 もぐり	4 自家産物	5 自分の所有品
1	1	2	3	4	5
2	1	2	3	4	5
3	1	2	3	4	5
4	1	2	3	4	5
5	1	2	3	4	5
6	1	2	3	4	5
7	1	2	3	4	5
8	1	2	3	4	5
9	1	2	3	4	5
10	1	2	3	4	5

金額 左で1又は2を選択...金額  
左で3~5を選択...見直し金額(円)

備考

第2号様式

秘

都指定統計調査第2号

東京都生計分析調査 年間収入調査票 東京都

この調査にお答えいただいた内容は、統計以外の目的、例えば税金の徴収などに使用することはありません。

おながい。家計簿により月々の家計収支を御報告いただいておりますが、各御家庭での生活設計や消費の実態が、ほぼ1年間を単位として行われているのが実情です。1年間の収入と月々の家計との関係を探らねばなりません。御協力をお願いします。このため、年間収入の調査を行うことになりましたので、御協力をお願いします。なお、この調査票を2期の家計簿と一緒に調査員にお渡しください。

問 お宅の過去1年間のいっさいの収入(勤め先の収入・事業収益・内職収入・財産収入など)は、合計して(税込)たいだいのくらいいなりましたか。なお、世帯主の分か家族の分はつきりしないものは、世帯主の欄に記入してください。

Table for income reporting with columns for (1) 勤め先年間収入, (2) 営業年間収入, (3) 内職年間収入, (4) その他の年間収入, and (5) 世帯主, (6) 家族.

東京都記入欄

- 勤め先年間収入 定期収入とは... 毎月支給される本給、出来高歩合金、扶養手当などの諸手当の総額をいいます。賞与・その他の臨時収入とは... 毎月支給される給料以外で、夏期、年末、年度末などに特別に支給されるもの及びその月に限って支給される手当などをいいます。
○ 営業年間収入とは... 売上高から、仕入高、原材料費、人件費、消耗品費、事業税、固定資産税などの経費を差し引いた純益をいいます。
○ 内職年間収入とは... 内職収入から、それに要した材料費などを差し引いた純益をいいます。
○ その他の年間収入とは... 株式配当金、預金利息、恩給、年金、家賃収入などをいいます。退職金や土地、家屋などの財産売却によって得た収入は、上記のいずれにも含まれません。

Table for address and registration information: 区市町村番号及び単位数符号, 調査世帯番号, 記入開始の月, 年, 月.

第3号様式

秘 東京都生計分析調査 世帯票 東京都 都指定統計調査第2

Header information section including household size (2人以上), labor status (勤労), residence (住所), and registration dates (記入開始, 記入終了).

Main table for household members with columns for name, sex, age, occupation, and school type.

Additional information section including (17) housing relationships, (18) housing/land details, and (19) main income sources.

Occupational status section (21) and replacement information (20) including replacement reasons and dates.

●東京都告示第五百十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第十条第一項の規定による建築士の処分をしたので、同条第五項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第六条の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

氏名

藤川 富次

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第四九一三五号

二 処分をした年月日

平成二十八年三月十日

三 処分の内容

平成二十八年四月一日から業務停止二月

四 処分の原因となった事実

設計者として、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十条の二第一号の規定に適合することが確認できない不適切な設計を行ったこと並びに建築士たる工事施工者として、令第四十七条第一項及び建築基準関係規定である消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第九条に基づく大磯町火災予防条例（昭和三十七年大磯町条例第十八号）第三条

の四第一項（一）ウの規定に違反する工事を行ったことが法第十条第一項第一号及び第二号に該当するため

●東京都告示第五百十七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第二十六条第一項の規定による建築士事務所の処分をしたので、同条第四項において準用する法第十条第五項及び建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第二十二條の六の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 被処分者

(一) 名称

株式会社タキコーポレーション二級建築士事務所

(二) 所在地

町田市つくし野三丁目二十三番四十一号

(三) 開設者の名称及びその代表者の氏名

株式会社タキコーポレーション 村上 信幸

(四) 建築士事務所の別

二級建築士事務所

(五) 登録番号

東京都知事登録第一四七四八号

二 処分をした年月日

平成二十八年三月十日

三 処分の内容

建築士事務所の登録の取消し

四 処分の原因となった事実

法第二十四条第一項の規定に違反し、二級建築士事務所

所を管理する専任の二級建築士を置いていないことが、法第二十三条の四第一項第九号に該当するため

一 被処分者

(一) 名称

株式会社ビークリエイト一級建築士事務所

(二) 所在地

台東区藏前二丁目十七番七号 エムズ藏前ビル三階

(三) 開設者の名称及びその代表者の氏名

株式会社ビークリエイト 鳥越 裕史

(四) 建築士事務所の別

一級建築士事務所

(五) 登録番号

東京都知事登録第五九二八一号

二 処分をした年月日

平成二十八年三月十日

三 処分の内容

建築士事務所の登録の取消し

四 処分の原因となった事実

法第二十四条第一項の規定に違反し、一級建築士事務所を管理する専任の一級建築士を置いていないことが、法第二十三条の四第一項第九号に該当するため

●東京都告示第五百十八号

平成十四年東京都告示第四百四十四号（東京都建築基準法施行細則による建築工事施工計画等に添付する書類の様式）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十四日



